
プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 作業部会で聞かれた主な意見

概要

1. 本資料は、第 23 回作業部会（10 月 27 日開催）で聞かれた主な意見を要約している。

第 23 回作業部会で聞かれた主な意見

（作業部会の再開について）

- (1) コンバージェンスに関して、日本基準の高品質化との関係を整理したうえで、方向性を示していくべきであると考ええる。
- (2) 初度エンドースメント手続においてガイダンスや教育文書の作成を検討するとされた項目について、IFRS 適用課題対応専門委員会を開始する前に方向性を整理することにより、当該専門委員会はスムーズに運用できるのではないかと考える。

（論点の抽出について）

- (3) デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続の論点については、IFRS 上、更改により、当初のデリバティブが消滅し、ヘッジ会計を中止することが前提となっているが、日本基準上の投資の継続の考え方からは必ずしもヘッジ会計の中止には至らない可能性がある点で、基本的な考え方に*がつく性質の論点であると考えられる。ただし、重要性がないことは理解している。

（「検討が必要な項目の候補に関する論点の検討-賦課金の会計処理 IFRIC 21-」について）

「我が国における会計基準に係る基本的な考え方と大きく相違するとまではいえないと考えられる」と結論づけていたことに関する意見

- (4) 結論の記載において「重要性はない」という点は同意するものの、「基本的な考え方と大きく相違するとまではいえない」とされている点について、負債認識を規定している IFRIC 第 21 号は資産・負債アプローチに基づくものと考えられ、収益・費用アプローチの例である日本基準の引当金の認識の考え方とは基本的な考え方の点で異なっていると考ええる。

結論の記載において「企業の総合的な業績指標としての当期純利益の有用性を損なうほどの重要性はない」としていたことに関する意見

- (5) 結論の方向性に異論はないものの「企業の総合的な業績指標としての当期純利益の有用性を損なうほどの重要性はないと考えられる」という点については根拠の記載がないため、修文を検討すべきである。
- (6) 「削除又は修正」を行わないことについては同意するものの、結論の記載において「重要性はない」という点について、業種によっては重要性がある場合があると考えており、「一般的には」などの表現を加えることを検討すべきである。
- (7) 結論について同意するものの、理由については「削除又は修正」を必要最小限にしている点をもっと押し出すべきであるとする。そのような理由づけは今後、エンドースメント手続を行う際の議論にも有用であるとする。

検討に他の観点を加えるべきとする意見

- (8) 基本的な考え方に相違がある点のみを論点とする整理をしているが、IFRSに基づく連結財務諸表が日本基準で作成される単体財務諸表と負債の認識時点が相違することについての経理対応の負担も実務上の困難さとして言及してはどうか。
- (9) 現在、IASB の概念フレームワークの公開草案で指摘されている当該公開草案のアプローチと IFRIC 第 21 号との不整合について言及する必要があるのではないか。

その他の意見

- (10) 借方項目について IFRIC 第 21 号で規定されていないことについては、企業に裁量の余地を与えているとも考えられ、資産除去債務について固定資産に計上する会計処理を考えると、前払費用として計上することも十分に考えられるのではないかと。
- (11) 仮に「削除又は修正」を考える場合、費用計上と負債計上の時点の考え方が異なるのであれば、OCI として処理することも考えられる。しかし、IAS 第 37 号も「削除又は修正」を行っていないこともあり、重要性の観点からは「削除又は修正」する必要はないと思われる。
- (12) IFRIC 第 21 号については、海外の銀行税を想定していると考えられ、日本の固定資産税とは性質が異なる可能性があり、解釈に関連するため、IFRS 適用

課題対応専門委員会においてテーマの一つとなり得る項目と思われる。

以 上